【資料 30】

新潟市障がい福祉課
平成 27 年 4 月 16 日
第 17 回条例検討会資料

Ⅰ　はじめに

平成 18 年に国際連合において障がい者の基本的人権を保障する「障害者の権利に関する条約」が採択されました。

その後、国においては障害者基本法の改正や、障害者虐待防止法・障害者差別解消法の制定等、権利条約の批准と具現化に向けた法整備を行い、平成 26 年 2 月 19 日より、条約が日本において効力を生じることとなりました。

このように、障がいのある人が地域で暮らすための法的整備を含む環境整備や福祉サービスが大きく変わり続けていますが、未だに、障がいのある人は、社会の理解や認識の不足により、障がいを理由に不利な扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じています。

また、差別は、それとは気づかずに行なわれることも多いことを考えれば、差別をなくす取り組みは、様々な立場の市民がお互いに理解を深め、協力し合って進めていくことが重要であり、同時に、障がいのある人達においても、これまで以上に『障がい』について理解が進むよう主体的な行動や発信が重要になります。

障がいの有無に係わらず、人は加齢や疾病により体の機能が低下していくことなどを考えれば、障がいのある人の暮らしやすい社会づくりは、全ての人々の共通の課題でもあります。

このような状況と呼応するように、自治体の中から『地域における、障がいに対する理解の推進や、障がい者の権利の尊重及び社会参加の保障等』に向けた取り組みが顕在化し、平成 19 年の『障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例』をはじめとして、これまでに 12 自治体（平成 26 年 7 月現在）において同様の条例が制定されてきています。

本市においても、平成 21 年には『新潟市障がい者施策推進協議会（現「新潟市障がい者施策推進審議会」）』において条例の検討が始まり、平成 24 年には条例制定に向けた提言書が提出されるなど、「社会的障壁のない共に生きる社会・新潟づくり」のための条例制定を求める機運が高まってきました。

このような経緯と機運の高まりを受け、本市独自の条例が必要との判断により、平成 25 年 6 月に「第 1 回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会（以下「条例検討会」という。）」が開催され、条例の制定に向け検討を重ねてきました。

この「最終とりまとめ」では、条例検討会におけるこれまでの委員意見や、「中間とりまとめ」を基に行った意見交換会での意見などを踏まえ、障がいや障がいのある人に対する市民への理解を深める取組みを行うとともに、市民すべてが話し合いにより相互の立場を理解することを基本理念とした「（仮称）障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例（案）」をお示ししています。